

# 五所川原市役所へ死亡の届出をされた方の手続きチェックリスト

この度のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

お亡くなりになった方に関して、今後、市役所で必要と思われる主な手続きをこちらのリストでご確認ください。

- ・手続きの際は、死亡された方の住民登録地の役所・役場窓口へ平日にお越しください。
  - ・保険証等は住民登録地以外から交付されている場合がありますので、保険証等の交付地を確認し、交付地にて手続きしてください。
  - ・手続きやお持ちいただくもの等の一例を記載しておりますが、このほかにも、必要な手続きやお持ちいただく書類等（委任状等）が発生する場合がありますので、ご了承願います。
- なお、詳細につきましては、各担当課窓口にお問い合わせください。



亡くなられた方が「手続きが必要な方」に当てはまる場合は、チェック（✓）を入れてください

五所川原市 民生部 市民課

TEL 0173-35-2111 (内線2312・2313)

区分	手続きが必要な方	チェック	主な手続き	窓口番号	担当課
保 険	後期高齢者医療制度に加入していた方		<input type="checkbox"/> 保険証等の返納 <input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請 <input type="checkbox"/> 高額療養費及び保険料還付の振込口座の確認・変更	⑭ ⑮・⑯	国保年金課 (後期高齢者医療)
	国民健康保険に加入していた方		<input type="checkbox"/> 保険証等の返納 <input type="checkbox"/> 他の国保世帯員の保険証等の差替え <input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請 <input type="checkbox"/> 高額療養費等の申請及び振込口座の確認・変更		⑮・⑯
年 金	年金を受給していなかった方		<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 <input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求 <input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求	⑰・⑱	国保年金課 (国民年金)
	年金を受給していた方		<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求		

◆お持ちいただくもの◆

- ・喪主の通帳 ・認印
- ・喪主であることが確認できるもの（後期加入者は必須：葬儀日程、新聞広告の切り抜き、会葬礼状等のいずれか）

※葬祭費は、喪主の方に支給されます。

【お願い】必要な手続きに「お持ちいただくもの」が記載されていない場合は、事前に各担当課へ確認してからお越しください。

区分	手続きが必要な方	チェック	主な手続き	窓口番号	担当課
介護保険	65歳以上または 要介護認定者であった方		○介護保険の手続き（各種証の返納等） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">◆お持ちいただくもの◆ ・喪主の通帳 ・認印 ・介護保険証</div>	⑳・㉔	介護福祉課
障がい	次のいずれかの手帳を 所有していた方 ・身体障害者手帳・愛護手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		○各種手帳の返納等及び各種手続き	㉗・㉘	福祉政策課
生活保護	生活保護を受けていた方		○医療受給者証等の返納及び各種手続き	㉙～㉚	生活応援課
税金	故人名義の口座から 市税を口座振替していた方		○口座振替の解約及び変更 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">新たに口座振替を希望する場合は、金融機関での手続きが必要です。</div>	③	収納課
	市税（市県民税・固定資産 税・軽自動車税）が課税され ていた方		○相続人代表者指定届 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">亡くなった方に未納の市税がある場合には、相続人がその納税義務を引き継ぐことになります。（相続登記や名義変更手続きが完了するまでは、その相続人全員が納税義務者となります。）</div>	④・⑤	税務課
	原動機付自転車（125cc以下） または小型特殊自動車を所有 していた方		○名義変更または廃車の届出		
	固定資産 （土地、家屋、償却資産）を 所有していた方		○相続登記が完了するまでの間の納税通知書送付先（相続人）の届出（※） ○未登記家屋を所有している場合は、名義変更の届出 ○共有資産の代表者は、代表者名変更の届出		
<p>※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。 詳しくは青森地方法務局五所川原支局（0173-34-2330）へお問い合わせください。</p>					

**【お願い】**必要な手続きに「お持ちいただくもの」が記載されていない場合は、事前に各担当課へ確認してからお越しく下さい。

区分	手続きが必要な方	チェック	主な手続き	窓口番号	担当課
住民登録	印鑑登録をしていた方		○印鑑登録証（カード）の返納	⑥～⑧	市民課
	マイナンバーカードを所持していた方		○マイナンバーカードの返納	⑨～⑫	
犬の登録	犬を飼っていた方		○犬の登録事項の変更の届出（飼い主の変更）	⑬	環境対策課
交通災害共済	交通事故で死亡した方（交通共済加入者）		○見舞金等請求書の提出		
市営墓地	墓園（長者森、芦野霊園）の使用権者であった方		○名義変更申請書の提出		
子ども	児童手当の支給対象児または受給者であった方		<p>【支給対象児】○受給事由消滅または額改定の届出</p> <p>【受給者】○受給事由消滅届出</p> <p>○未支払児童手当の請求</p>	⑳～㉓	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の支給対象児または受給者であった方</li> <li>・特別児童扶養手当の支給対象児または受給者であった方</li> </ul>		<p>【支給対象児】</p> <p>○資格喪失または額改定の届出</p> <p>【受給者】</p> <p>○受給者死亡届・未支払い手当請求書の届出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆お持ちいただくもの◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> </ul> </div>		
	子ども医療受給者であった方		<p>【給付対象児】</p> <p>○受給資格消滅届（資格証の返納）</p> <p>【保護者】</p> <p>○受給資格変更届（資格証の返納）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆お持ちいただくもの◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療費受給資格証</li> </ul> </div>		
	ひとり親医療受給者であった方		<p>【給付対象児】</p> <p>○受給資格消滅届（資格証の返納）</p> <p>【保護者】</p> <p>○受給資格消滅届（資格証の返納）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆お持ちいただくもの◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親医療費受給資格証</li> </ul> </div>		

【お願い】必要な手続きに「お持ちいただくもの」が記載されていない場合は、事前に各担当課へ確認してからお越しください。

区分	手続きが必要な方	チェック	主な手続き	窓口番号	担当課
子ども	義務教育前（15歳の学年末）のお子さんがある父または母であった方		【保護者】 ○遺児弔慰金受給申請書	⑳～㉓	子育て支援課
	教育・保育施設を利用していた方		【利用児童】 ○認定取消（退園）の届出  【保護者】 ○認定変更の届出		
農地	農地を所有し農業後継者に一括して贈与した、または受贈した方		○贈与税、相続税免除の手続き	2階	農業委員会
	農地を貸借していた方		○継続もしくは解約の手続き		
	農業者年金を受給していた方		○支給停止の手続き		
森林	森林を所有していた方		○森林の土地の所有者の届出	2階	農林水産課
市営住宅	市営住宅に入居していた方		【名義人の場合】 ○入居承認の申請または住宅返還の届出  【同居人の場合】 ○異動の届出	3階	建築住宅課
水道	水道を使用していた方		○使用者の変更または解約  ○水道料金等の納付方法変更	3階	経営管理課

◆お持ちいただくもの◆  
 ・申請者（遺児を養育する者）の本人確認書類  
 ・振込通帳（・戸籍）

【お願い】必要な手続きに「お持ちいただくもの」が記載されていない場合は、事前に各担当課へ確認してからお越しください。